

第六次環境基本計画（案）に関する意見

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）
足立治郎（事務局長）
遠藤理紗（気候変動プログラムリーダー）

第六次環境基本計画（案）に関する意見を以下のとおり提出します。

意見（1）

＜該当箇所＞第2部 第2章 6 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献（P. 110、39行目～P. 111、7行目）

＜意見内容＞

【適応・ロス&ダメージ支援策について追記】

「（脆弱国に対する迅速なロス&ダメージ支援の充実）」に、以下の『』部分の追記をお願いいたします。

（脆弱国『/地域/人々/グループ』に対する迅速なロス&ダメージ支援の充実）

気候変動に対して脆弱な国からの、適応、ロス&ダメージへの支援のニーズは高い。『また、気候変動による悪影響・被害は、脆弱な地域/人々/グループに不均衡にあらわれる。』自然災害の多い日本においては災害対応のノウハウや知見、技術があり、優れた気象・気候変動予測技術・サービスなどを持っている。『それに加え、日本は水・食料・エネルギー等の資源アクセス、Coolingアクセス等についても優れた技術・サービスを有している。』各国、各地域のニーズに応じたきめ細やかな支援を、ジェンダー平等や地域住民『（女性・若者/将来世代・高齢者・障がい者等を含む）』の参画等を促進し、考慮しつつ進める。また、持続可能な支援の在り方として、『民間資金を動員しつつ、』適応ビジネスの海外展開を促進する。海外展開に向けては、気候変動による社会経済や生物多様性への影響の軽減だけでなく、自然を活用した解決策（NbS）や生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）、緩和策等とのコベネフィットを目指す。

『なお、ロス&ダメージ支援策に関しては、新たな資金措置・基金に大きな注目が集まっているが、それに加えて、損失と損害を回避/最小化/対処するための実践を促進すべく、技術支援を行う「サンティアゴ・ネットワーク」等とも連携する。』

＜意見の理由＞

- ・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書第2作業部会報告書では「複数の部門や地域にわたり、最も脆弱な人々とシステムが不均衡に影響を受けていると見受けられる。」「気候変動に対する生態系及び人間の脆弱性は、地域間及び地域内で大幅に異なる。これは、互いに交わる社会経済的開発の形態、持続可能ではない海洋及び土地の利用、不衡平、周縁化、植民地化等の歴史的及び現在進行中の不衡平の形態、並びにガバナンスによって引き起こされる。」と指摘されています。
- ・パリ協定第7条「適応に関する世界全体の目標（GGA: Global Goal on Adaptation）」達成のための新たな枠組「UAE Framework for Global Climate Resilience」が採択され、7つのテーマ別（a. 水、b. 食料・農業生産、c. 健康、d. 生態系・生物多様性、e. インフラ・人間居住、f. 貧困撲滅・生活、g. 文化遺産）目標が定められています。
- ・万人のための持続可能なエネルギー（SE4A11）イニシアティブ「Chilling Prospects」では、Cooling（冷却機器・冷却ソリューション）へのアクセスに課題がある76か国を評価したところ、世界の7人に1人（12億人）がCoolingを十分に利用できず、猛暑に耐えることや栄養価の高い食料保存、安全なワクチン接種等が困難であると指摘されており、COP28議長国アラブ首長国連邦

が主導する持続可能なCooling普及のためのイニシアティブ「Global Cooling Pledge」が発表されました。

- UNEP（国連環境計画）「適応ギャップ報告書2023」では、途上国の適応資金ニーズは現在の国際的な公的資金の流れの10～18倍で、現在の適応資金ギャップは年間1,940億～3,660億米ドルと推定されています。これらをまかなうには、公的資金のみならず、民間資金の導入も必要です。
- COP28では、損失と損害に対処するための技術支援を促進する目的でワルシャワ国際メカニズム下に設置されたサンティアゴ・ネットワーク事務局のホスト機関に、国連防災機関（UNDRR）・国連プロジェクト・サービス（UNOPS）を選定し、ネットワークの運用開始が決定しました。

意見（2）

<該当箇所>第3部 第1章 1 地球環境の保全（P.140、30～33行目）

<意見内容>

【途上国の適応の推進について補足】

「（2）気候変動の影響への適応の推進」に、以下の『』部分の追記をお願いいたします。

…さらに、気候変動の影響に特に脆弱な途上国に対して、我が国の知見や技術を活用し、気候変動影響評価『・適応計画策定』及び適応策の推進『・適応報告』に係る支援や人材育成、科学的な情報基盤の整備等を行うことにより、途上国の適応の取組の推進に貢献していく。

<意見の理由>

- 2023年のCOP28では「適応に関する世界全体の目標（GGA）」達成のための新たな枠組「UAE Framework for Global Climate Resilience」が採択され、適応サイクルの4つのステップ（a. 影響・脆弱性・リスク評価、b. 計画、c. 実施、d. モニタリング・評価・学習）に対する目標が定められています。
- 2023年COP28で完了した世界全体の進捗評価である第1回グローバル・ストックテイク（GST）の成果文書では、51締約国が適応計画を、62締約国が適応報告を提出したことに言及しました。また、未実施の締約国に対し、適応計画や適応報告の提出も推奨されています。
- 各国が行う適応報告は、今後のGSTにおいて各国が直面する課題・支援ニーズ・優良事例等の共有を促し、今後の適応策のより効果的な実施につながることを期待されます。ただし、パリ協定では、適応報告が任意となっている（義務でない）ため、適応報告をしっかりと行うよう各国に呼びかけつつ、そのためのリソースに乏しい途上国を後押しすることも必要です。パリ協定の下で設置されたCBIT（透明性のための能力開発イニシアティブ）は、途上国による気候変動対策の透明性確保のための能力開発を支援する基金で、日本も資金拠出しており、緩和策に加え適応策についても途上国の透明性向上のためのプロジェクトを推進しています。

意見（3）

<該当箇所>第3部 第2章 3 国際的取組に係る施策（P.174、27～31行目）

<意見内容>

【緩和・適応両面での多国間資金や民間資金の積極的活用について補足】

「③多国間資金や民間資金の積極的活用」に、以下の『』部分の追記をお願いいたします。

『緩和・適応両面での優れた技術/製品/サービスの普及支援を行うために、』多国間資金については、特に、緑の気候基金（GCF）及び世界銀行、『ADB、』地球環境ファシリティ（GEF: Global Environment Facility）に対する貢献を行うほか、JCMプロジェクト形成のためのADBや国連工業開発機関（UNIDO）に対する拠出金を活用して、優れた脱炭素・低炭素技術の普及支援を行う。また、民間資金の動員を拡大するため、環境インフラやプロジェクトの投資促進に向けた取組を支援する

<意見の理由>

- 日本は、JICA等を通じた二国間協力に加え、GCF・世界銀行・ADB・GEF等を通じ、途上国の気候変動対策を支援しています。また、日本には、適応策に資する技術/製品/サービスがあり、民間資金の動員・適応ビジネスの更なる後押しが必要です。

意見（４）

<該当箇所> 第3部 第2章 3 国際的取組に係る施策（P.175、9行目）

<意見内容>

【国際的な枠組みにおける主導的役割に適応・ロス&ダメージ対策を追記】

「⑤国際的な枠組みにおける主導的役割」に、以下の『』部分の追記をお願いいたします。

…世界の温室効果ガス排出の更なる削減に貢献する。『また、日本が主導する上記の「世界全体でパリ協定の目標に取り組むための日本政府の投資促進支援パッケージ」や「ロス&ダメージ支援パッケージ」、「早期警戒システム（EWS）導入促進イニシアティブ」等を活用し、世界の適応・ロス&ダメージ対策の実装に貢献する。』

<意見の理由>

- ・2021年グラスゴー気候合意では、途上国への適応資金供与を先進国全体で2025年までに2019年水準から少なくとも2倍にすることを強く求める文言が含まれました。日本は、COP27で「日本政府の気候変動の悪影響に伴う損失及び損害（ロス&ダメージ）支援パッケージ」を発表し、COP28では、「世界全体でパリ協定の目標に取り組むための日本政府の投資促進支援パッケージ」を発表しています。また、2023年6月、「早期警戒システム導入促進に係る国際貢献に関する官民連携協議会（EWS協議会）」を設立しました。

以上